

(様式XⅡ-5)

## 現地支援研究協定書

長野県〇〇試験場（以下「甲」という。）と△△町（以下「乙」という。）と××農業協同組合（以下「丙」という。）及び□□農業改良普及センター（以下「丁」という。）とは、【「目的を記述」（例：△△地域における野菜作の安定生産のための品種選定、病害虫防除法）】の試験を四者の間で実施する現地支援研究について、次のとおり協定を締結する。

### 第1 現地支援研究課題名

【△△地域に適したはくさいの品種選定及び病害虫防除法の確立】

### 第2 研究内容及び実施方法

#### (1) 研究内容

【研究の分担を明確にし、内容を記述する。計画書「7現地支援研究の内容」を参考に記載】

#### (2) 研究担当者の所属及び氏名

甲 〇〇試験場  
    ・ ・ 部 部長  
        研究員  
    部 部長  
        研究員

乙 △△町農政課  
    課長  
    技師

丙 ××農業協同組合  
    営農部 部長  
        野菜技術員

丁 □□農業改良普及センター  
    改良普及員

#### (3) 担当専門技術員の所属及び氏名

【△△専技室 職・氏名（専門担当）】

#### (4) 実施場所

### 第3 研究実施期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

### 第4 研究に関わる経費の負担

甲及び乙及び丙並びに丁（以下「協定者」という。）は、それぞれが分担する研究内容に応じそれぞれが経費を負担する。その詳細については、本協定書締結後協議する。

### 第5 研究担当者の派遣【この条項は該当しな場合は削除する】

(1) 協定者は、本研究を実施するにあたり、必要に応じ、相手方に所属の担当者を派遣すること

ができる。

- (2) 協定者は、それぞれが有する機器等を、必要に応じ使用することができる。使用に際しては、所有者の規程に従わなければならない。
- (3) 協定者は、事前に許可を得て、相手方に機器等を持ち込み使用する事ができる。
- (4) 前項(2)、(3)において、協定者は、故意あるいは過失にかかわらず相手方に損害を与えた場合は、賠償しなければならない。

#### 第6 研究成果の取扱い【第5条を削除した場合は「第5」とし、以降条項変更のこと】

- (1) 協定者の担当者が、本研究において知的財産権に至る可能性のある研究成果を得た場合は、協定者間で協議の上、長野県農業関係試験場共同研究実施要領に基づく共同研究の契約を締結し、共同研究として改めて実施するものとする。
- (2) 本研究で得られた成果は、協定者で協議の上、甲が公表するものとする。ただし、協定者のうちいずれかの者から、業務上の都合等により成果を公表しないよう申し入れがあったときは、期間を定めて、成果の全部又は一部を公表しない。

#### 第7 その他

- (1) 本協定による研究内容を変更しようとするとき、又は研究の継続が困難になったときは、協定者で協議の上、内容を変更し、又は中止することができる。
- (2) 本協定書に定めのない事項については、協定者間で協議の上、解決するものとする。
- (3) 試験期間を延長するに相当する理由がある場合は、協定者間で協議の上、延長することができるものとする。
- (4) 本研究を中止または終了する場合、互いに提供した又は研究過程で得られた研究用材料並びに知的財産権の取得に至らなかった研究成果の取扱いについて協定者間で協議するものとし、それらの帰属を決定した後、書面にて取り交わすものとする。

この協定の締結を証するため、本書〇通を作成し、各自それぞれ1通を保有するものとする。

平成〇年〇月〇日

長野県〇〇試験場長

氏 名 印

△△町【農政課長】

氏 名 印

××農業協同組合【代表理事組合長】

氏 名 印

□□農業改良普及センター所長

氏 名 印